# 進歩制度と面接の手引

平成 19 年 3 月改定版

ボーイスカウト静岡県連盟
進　歩　委　員　会

# は　じ　め　に

青少年の健やかな成長、優れた社会人・国際人への到達に貢献することが、私たち指導者の使命である。

その使命は、「ちかい」と「おきて」の実践と相まってスカウティングの２大特長である班制度と進歩制度の活用によって達成される。

即ち、班制度によってより良い社会性を体得し、進歩制度によって魅力ある個性を養う。そこにボーイスカウト運動の極めて大きな社会的価値が存在するのではないだろうか。

しかし、如何に優れた制度であっても、その意義や真のねらいを正しく理解した上での運用がなされなければ、指導者の努力は徒労に終わるであろう。

スカウト教育に不可欠な進歩制度において、バッジを取得させんがためのプログラムや進歩制度の履修奨励、その延長上に進級認定が若し存在すれば速やかに修正されなければならない。

スカウトの自発活動、更に向上心の原動力は、一つのことに取り組み、努力して苦労してなし遂げた成果によって得られる達成感・充実感・満足感であり、認証され、賞賛と激励を受けた感激・よろこびであり、自己の成長を実感したときに得られる自信である。

この原動力をスカウトの心に注ぎ込むことこそが指導者の責務であり、進歩制度を上手に操縦することが指導者の任務として重視されなくてはならない。

このような観点から、日本連盟教育規定の改定等を踏まえて現行の静岡県連盟「進歩・面接の手引き」を見直し、ここに「進歩制度と面接の手引き」として改訂版を発刊いたしました。

隊指導者及び進歩関係に携わる団運営者の方々には特にご活用いただき、スカウト運動の目的に沿った団・隊発展の一助にしていただくことを切望いたします。

平成 19 年 3 月

ボーイスカウト静岡県連盟
理事長　　佐　藤　勇　男

目　　次

はじめに
１　進歩制度の意義
　１．進歩制度とは …… 1
　２．進歩制度と技能章 …… 2
　３．面接・認証と進歩記章 …… 5
　４．団委員の役割（任務） …… 6
２　考査・面接の原則
　１．考査の原則 …… 7
　２．面接の原則 …… 8
　３．記章の原則（標章の原則） …… 9
３　考査の区分と手続き
　１．進級章・選択課目の考査 …… １０
　２．技能章の考査 …… １１
４　面接の区分と手順
　１．面接委員 …… １５
　２．面接の区分 …… １５
　３．記章の授与 …… １７
　４．進級課目と技能章の関係 …… １７
５　面接にあたっての注意（留意）事項
　１．一般的注意事項 …… ２０
　２．面接における質問内容の一般的な例 …… ２１
　３．隊長（指導者）への注意事項 …… ２２
　４．特に富士章の面接について …… ２３
　５．地区進歩・面接委員などのチェック事項 …… ２４
６　参考
　Ａ．考査と面接に関する県連盟「申し合わせ事項」 …… ２５
　Ｂ．各種申請の正しい手続き …… ２５
あとがき

# 1　　進歩制度の意義

1．進歩制度とは

(1)　スカウティングの二大制度

ボーイスカウト教育の特色は、「班制度（パトロールシステム）」と「進歩制度（バッジシステム）」である。

ボーイスカウト運動の創始者（世界の総長）「ベーデン・パウエル卿」はこどもの教育には、この二つのシステムは不可欠で、少年の心理に立脚した科学的な方法であると強調している。

進歩制度は、スカウトが「ちかい」と「おきて」を日常生活の中で実践する努力をしながら、進歩課目を修得することによって進歩を認証する制度で、小グループで役割分担しながら活動することを重んずる班制度とともに、スカウト一人一人が目標への挑戦計画（自発活動）を立て、その目標達成のための努力をすることによって修得するものである。そして、その成果を公認・公表して表彰（進歩記章・チャレンジ章・選択課目・技能章の授与）する方式をとっている。少年たちにやる気を起こさせ自律心を促し、計画性や継続性を養い成果を公認・公表して自信と誇りを持たせ、次の進歩の意欲を起こさせることがスカウティングの基本であり、特長である。

したがって、班制度と進歩制度のないスカウト運動はないといえる。　ややもすると、B－P 卿の真意が理解できず、安易な形式に走る傾向も見られるがすべての指導者はスカウティングの基本を理解し、脚下照顧（顧みれば、足下を照らす）したいものである。

(2)　班制度のねらい

班制度は、スカウト６～８人で構成するグループ（班・組）が、スカウト活動の単位となり、班長（ガキ大将）を中心とするメンバー一人一人の役割分担により自主的な活動を進める制度であり、班（グループ）が相互に競争しあって向上することを目的としており、競争相手となる 2 個班以上の隊編成が求められる。

　成長する年代に応じて、班・組（グループ）の人数は、最も活発に相互作用が経験できる人数で、異なった年齢構成（２～４年）によって編成され、協力・友情・指導性などをグループ活動を通じて体験させ、スカウト一人一人の成長と品性を培うことを目的としている。

(3)　進歩制度のねらい

上記の班制度に対応するもう一方の進歩制度は、スカウト一人一人の進歩・向上を促す方法として設けられたシステムで、スカウト教育における「進歩」には基本的に次の３点があげられる

　①「ちかい」と「おきて」の理解と実践により、人間的な進歩成長

② 野外活動と班・組（ｸﾞﾙｰﾌﾟ）の集会を通じての知的、体力的進歩成長

③ これらを通しての、精神的な進歩成長

上記のことを基本として、生活に必要な知識・技能が、スカウトの年齢や能力に応じた「進歩課程」の中に組み込まれ、スカウト教育のプログラムはこれに基づいて作られている。

体験的教育を重要視している。

(4) スカウトの意欲の助長

こどもには､その成長に応じて自分が修得した技能と知識など､進歩したことを｢褒められたい・認められたい・確かめたい」という欲求があり、この欲求を満たすために、課目修得の証として各段階に応じた記章（バッジ）を与えるものである。

しかし、スカウトたちが行う様々な活動は、多くの記章を所得することが目的ではなく、スカウトたちの進歩と向上への意欲をわき立たせ、自分の能力と特技や趣味などを自分で発見させるところに「進歩制度」のねらいがある。

賞賛と激励によって、自信とやる気を起こす

（即ち、進歩委員の使命である）

(5) 一人一人の個性を大切に

一方、スカウト教育は「個性教育」であることから、設定されている進歩課目を、一斉的な集団教育によって修得させるものではなく､スカウト自身が目標をつくり自発的に行う「個人的チャレンジ」であり、教育プログラムはその目標に従って計画し実行していくものでなければならない。

(6) 魅力あるプログラムの展開

進歩課目は、それぞれの課程に従って「班（組)」「隊」のプログラムに導入され活発な教育活動となるように「その内容と展開」について、スカウトたちにとって魅力的な体験と意欲がわくように、指導者（隊長や両親）は援助することが求められる。

また、これらの進歩課目は、暗記して答えるものではなく、手足を使い野外に出て（時には室内で）実際に体験してみて修得することができるものである。

２．進歩制度と技能章

◎ スカウティングのねらい

スカウト教育の目的は、現在はもちろん将来にわたって社会に有用な、信頼に値する「社会人」をつくることにある。

そのねらいは、次の四つの分野にわたって、スカウトの年代や学年・年齢に応じてそれぞれの活動（スカウティング）が展開されていくのが、望ましい姿である。

この四つの分野について、ボーイスカウト日本連盟「教育規定」１―１（目的と基本）に、次のように明確に記載されている。

１-1（目的）「財団法人ボーイスカウト日本連盟は、ボーイスカウトの組織を通じ、青少年たちがその自発活動により、①自らの健康を築き、②社会に奉仕できる能力と③人生に役立つ技能を体得し、かつ、④誠実、勇気、自信及び国際愛と人道主義を把握し、実践できるよう教育することをもって目的とする。」

(1) 人格（スカウト精神）を高める

すべてのスカウト（リーダーを含めて）は、入隊するにあたって「ちかい」をたて、その実行に努力する。このことは、人の歩むべき道を行うものであり「おきて」を常日頃の生活や行動の指針として実践するように努力することによって、人格を高めていくことであり、班や隊の活動に積極的に参加することがスカウトの努めである。

(2) 健康づくり

少年時代は、身体の発達が盛んな時期であり、大人の健康づくりの基礎ができる時代であります。野外活動は心身を鍛えることに適した総合的な体育活動であると言えます。その野外活動では、自然環境や気温の変化、天候との関わり方など、自然現象への適応力を養うとともに自然と共生の方法を知り体得し、自然を利用する技術や技能を養い、救急の知識と技能を体得し、安全な行動と健康を保つ方法を知っていく機会である

また、奉仕には健康な心身が必要なことを理解できる。

このことは、スカウティングが「野外を教育の場」とする所以であり、体験教育の場の中心として「野外活動」を取り入れている理由である。

(3) 知識、技能づくり

人の生活に欠かせない知識と能力のなかには、少年時代に伸ばすのが適当なものや良い下地を作れると思われる事柄が多い。このことは、少年が自分の能力の可能性を発見することに役立ち、自分にもできるという自信を持たせる機会にもなる。また、 日常生活にも役立ち、野外活動を楽しくするのに必要な技能を習得し、実際にこれらの知識・技能を利用し駆使した活動を展開するのが、スカウティングの原理のひとつである。

(4) 奉仕を通しての実践（社会生活）

地域社会やスカウト活動など他への奉仕によって、社会生活における自分自身を広めていく意義を理解する。これはボーイスカウトのスローガンである「日々の善行（一日一善）」の実践であり、習得した知識と技能を発揮し実行する機会である。また信仰心と自己の試練との面からも自分自身への課題として、奉仕活動が原動力となって成長するとともに、これらの行動を通じ、自然を大切にすることの意味も

知ることとなる。

◎ 四つの分野と進歩制度

このように四つの分野にわたってスカウト教育が展開されるが、進歩制度においても、この四つの分野にわたって「いくつかの課目が設定」されている。それはスカウトの年齢に応じて設定される進級制度とスカウトの趣味・特技に応じた選択課目が設定される技能章制度の二つに分けられる。

(1) 進級制（進級課目）

進級課目（修得課目）はスカウトとしての各年代に応じて必ず身につけておかなければならない高い基準の市民性を養うために設定され、スカウトの進歩、成長或いは個人の能力に応じた速度で修得できるようになっている。各課程別の項目は、次のとおりである。

(2) 技能章制（進歩課目）

技能章は、スカウトが余暇や余暇時間を利用して、自分の趣味や特技のある課目を履修することによって、より幅の広い豊かな人間性（味）を持った人間に成長するように設定されたものである。また、スカウト活動に変化を加えることに進級課目履修意欲が増進するように設けられている。

この技能章の習得とその努力により、スカウトのかくれた能力を伸ばすことにつながるもので、修得したそれぞれの記章の多いことを自慢するものではない。

選択課目はビーバーでは「木の葉章」「小枝章」、カブスカウトでは「チャレンジ章」、ボーイスカウトでは「ターゲットバッジ」および「マスターバッジ」が一般的で、２級以上のボーイスカウトでは「技能章」、ベンチャースカウトでは「技能章」と「プロジェクトアワード」を取得することができる。

(3) 技能章と選択課目の相違

技能章は、職業的能力や高度な趣味のような専門的能力の習熟を目的（目標）としているのに対して、選択課目は、進級課目の内容をよりいっそう深く研鑽して、ボーイスカウトとして必要な野外活動などのための、基本的な技能を高めるために設けられている。

このため選択課目の大部分が、ボーイスカウトの進級課目と同じ内容になっており、進級課目を修得すると、選択課目の一部も同時に修得できたことになり、逆に選択課目をすすめていくことによって、共通した進級課目も修得できるようになっている。

◎技能章の効果

技能章制度（技能章・選択課目に共通）の効果は次のとおり

① 余暇時間を活用することができる。
② スカウトの自発活動により、興味を起こさせる。
③ スカウトの技術的能力、特技、趣味を伸ばす。
④ 修得した技能で、社会へと奉仕できる。
⑤ 後の、職業選択に効果的である。
などがあげられる。

3．面接・認証と進歩記章

(1) 面接は、進歩のための訓育の手段

進歩制度の意義のなかで重要なことは、スカウトが進歩課目を修得した努力を認証し、奨励することである。

スカウトたちは自己の目標に対して、隊長や関係者の指導助言によって、それぞれの進歩課目修得の訓育を受けるのであるが、

① 自分の余裕時間、或いは自己で作った時間を活用して行う。
② 班活動やグループ活動の中で、協力して行う。
③ 隊活動の中で、隊長やほかの関係者の指導を受けて行う。

などの形態があり、室内集会、ハイキング、キャンピング、遠征など、さまざまな方法や場所などで実施されていく。

これらの成果は、隊長や班長あるいは考査員によって認証され、その結果とし進歩記章の着用が許可されるが、この際にさらなる次の段階への努力を奨励し、その努力を賞賛するため団や地区または県連盟に設置される「面接委員」によって『面接』が行われることが必要である。

このように面接はスカウトの向上心を促すことが、「ねらい」であることから『面接』を事務的に行うようなことがあってはならない。

(2) 面接の着眼点と体制および配慮

考査、面接に当たっては、スカウトの班や隊の活動での参加成績はどうか、スカウト技能が身についているか、スカウト歴に応じた進歩か、スカウト精神を理解して実践・実行しているか（特に、「ちかい」「おきて」の実践を、着目して行うことが大切である。）

このため、あらかじめ団・地区内には進歩委員を中心とした『面接委員』を選任し、進級しようとするスカウトが一人の場合であっても、直ちにそれに対応して『面接』がされる体制を作っておく必要がある。

『面接』を経てはじめて記章交付（購入）申請によってスカウトに対して、記章類が授与できるのであることから、進歩制度の意義を正しく理解し、早い時期に効果的な機会と方法で記章の授与が行われることが望まれる。

４．団委員会の役割（任務）

(1)　団委員への責務

団委員会は、団内のそれぞれの隊で行われているスカウト活動（訓育活動）を支援し活発化し永続させる全ての責務を有し、団運営の重要な組織であり体制といえる。団委員会を構成する団委員は、団委員会の果たすべき数多くの役割（課題）をそれぞれの部門を分担して、その機能を果たしていくことが必要である。

このうち進歩に関する部門について、次の役割を果たさなければならない。

① スカウティングにおける進歩の意義について理解し普及する。

② 団内各隊の進歩基準を保つために、隊長や指導者に協力する。

③ 各隊の「ちかい」「上進」「進級」などの、各式典が完全に行われるよう関係者に協力する。

④ スカウトの進歩（進級）章獲得について、激励と賞賛を行い、認証を与える。

⑤ 技能章の取得について、その項目履修のため支援し、考査の援助を支える。

(2)　隊長への支援

団委員（団委員会）は前に述べた任務を遂行しながらも、進歩記章の授与に関する内容・訓育については隊長に任せて、直接関与すべきではない。

ただし、次の三点については、その機会を活用して団委員としての隊長への支援を行うことが望ましい。

①『面接』……隊長の責任において行われる各課目の考査に合格したスカウトに対して、その進歩の度合い（取得しようとする進級章）に応じて、団・地区・県連盟の三段階の面接の機会が設定されるが、団内の面接においては、団委員がこの面接を行い、スカウトの進歩を認め激励と賞賛を与える。

②『進歩記章の授与』……団において授与する進歩記章はビーバーやカブスカウトの進歩記章やチャレンジ章、ボーイスカウト各級の進級記章、ターゲットバッジ、マスターバッジ、ベンチャースカウトの技能章やプロジェクトアワードがある。これらの授与については、隊長が無造作に渡すより、隊集会その他の団の行事などの機会をとらえて、多くの団委員や保護者などの出席を得て、団委員長や進歩委員などから激励と賞賛の言葉とともに授与すべきである。

③『団委員会における進歩の報告』……団委員会や団会議などの機会において、各隊長からスカウトの進歩状況を聞くとともに、隊長の努力を団委員会等で認めることと、スカウトの進歩について注目し関心を持つことが必要である。

このように、常にスカウトの進歩状況を把握しておくことは、団委員会の役割を果たすために必要なことであり、同時に各隊長を支援することとなるのであることから、団委員の重要な所管事項として認識し考慮すべきである。

ただし、進歩記章はスカウト活動の結果として達成され所得できるものであり、進歩記章を取得することのみを目的とするスカウト活動であってはならない。このこ

とは、スカウト精神を忘れた実践の伴わない『スカウトごっこ』活動になってしまう恐れがある。

以上のような責務を踏まえて、団委員会が活動することが期待されます。

# 2　　考査・面接の原則

1　考査の原則

ボーイスカウト日本連盟の教育規定では、『考査』の原則を次のように規定している。

第１１章　考査及び面接

考査

１１－１（原則）　すべての課目の考査は、本運動の目的及び方針に適合した状況の下で隊長の責任において行わなければならない。

１１－２　　課目考査は課目に示された能力を体得し、それが実際に役立つものであるか認定するものである。

なお、進級・進歩考査は技能についてのみでなく、ちかいとおきての実践を重視しなければならない。

１１－３（基準）　考査の基準はスカウト個々の年齢、知能、体力、特質及び発育の程度並びに生活環境によって一律に考えるべきではないが、いかなる場合もその最低基準線はこれを守らなければならない。

１１－４（考査の責任者）進歩課目及び進級課目の考査は、所属隊長の責任のもとにこれを行う。

② 隊長は特定課目に関する考査を自己の責任において適宜に他の者に委託することができる。

１１－５（技能章）技能章の課目の考査は、技能章考査員が行う

② 技能章考査員は、考査の結果をスカウトの所属隊長に通報しなければならない。

１１－６　（ターゲットバッジ・マスターバッジ）

ターゲットバッジ・マスターバッジの課目の考査は隊長がこれを行う。ただし隊長の責任において他の者に委託することができる。

※“参考”静岡県連盟規約集

技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者の中から、理事会の承認を経て県連盟コミッショナーが委嘱する。

これで判るように、進歩に関する総ての課目は指導者の責任において、その考査結果の

合格、不合格を決定するものであるが、特に技能章の課目は技能章考査員を指定し、この考査結果の報告をうけて隊長が合否の認定をするものである。
この際、課目考査の最低基準は守らなければならないので、考査員の委嘱にあたってはスカウティングへの正しい理解者の中から選任すべきである。

“参考”※　スカウト活動の理解者であれば、必ずしもスカウト関係者で無くても『委嘱することができます。』

また、このことは日本連盟が提唱している『アダルト リソーシス ポリシー　(adult resources policy)』の趣旨に合致するものであり、スカウティングのさらなる発展と、地域ぐるみによる青少年の健全育成の望ましい姿であるといえます。そして、働きかけによっては『新指導者の確保』につながる契機となるともいえます。

2　面接の原則

日本連盟の教育規定では『面接』の原則について次のように規定している。

面接

１１－７（原則）面接は課目考査の結果を認証し、スカウト各個に自信を得さしめ、更に一段の進歩向上を励ますことを主眼として行うものであって、決して再考査を意味するものではない。

１１－８（進歩および進級条件としての面接）

所定の課目の考査に合格したスカウトはそれぞれ面接を経て各級スカウトに進級または進歩する。

＜施行細則＞

１１－８－１（面接の区分）

各スカウトの進級・進歩に関する面接の区分は次の通りとする。

☆　１級スカウト章以下　　単位団

☆　ベンチャー章　　単位団

★　菊スカウト章、富士章＝県連盟の進歩担当委員会の責任において行う

ただし静岡県連盟進歩委員会では、理事会の承認を得て『申し合わせ』として、菊スカウト章の進級面接は、各地区委員長または進歩委員長を中心に構成されている地区面接委員会に委任している。

１１－８－２（面接委員会）面接のために、県連盟の進歩担当委員会は県連盟面接委員会を設置し、また地区の進歩担当委員会をして面接委員会を設置することができる。

１１－８－３（進歩記章・進級記章の交付申請）

進歩および進級記章交付の申請は次の区分に従ってこれを行う。

ビーバースカウト
カブスカウト、
一級スカウト章以下
ベンチャー章
プロジェクトアワード
技能章及びターゲットバッジ
マスターバッジ
　→ 隊長より団委員長に申請

菊スカウト章　　団委員長より所属地区を経由して県連盟に申請

富士章　　団委員長より地区、県連盟を経由して本連盟に申請

１１－８－４（進歩記章・進級記章等の授与）

ビーバースカウト及びカブスカウト並びに一級スカウト以下のボーイスカウトに対する進歩記章・進級記章の授与及びチャレンジ章、カブスカウトの上進章、各級スカウトに対するターゲットバッジ・マスターバッジ、技能章及びベンチャースカウト章、プロジェクトアワードの授与は、所属団においてこれを行う。

１１－８－５(菊スカウト章及び富士章の授与)

菊スカウト章及び富士章の授与は、地区または県連盟の主催する授与式においてこれを行うことを原則とする。ただし、菊スカウト章の授与は、県連盟長、また富士章の授与は教育本部コミッショナーの名をもってこれを行う。

3　記章の原則（標章の原則）

考査・面接により認証されて着用する進歩記章は、日本連盟教育規定に次のように規定されており、これらはボーイスカウト日本連盟の加盟員として「順守する」ことが必要であり、認証されていないもの或いは参加章などの標章類で期限を過ぎたものは、着用しないことを順守する必要がある。

進歩制度の特色は、進歩記章の着用によりスカウトの課目修得の努力を認証することであって、記章の着用はその力を誇示することではない。そして、その権威は保たれなければならないのである。

## ※特段の配慮事項（隊指導者、コミッショナーにお願い）

最近、スカウトの制服に、参加章などで「一年間を経過した標章類を着用しているケースがたびたび見うけられる。指導者は厳格にスカウトを指導すべきであり、「規定の順守」が望まれる。

また、「趣味の範囲に含まれるバッジ類やパッチ（ワッペン）類」を、制服に着用しているのが見うけられるが、これらは「ジャンパーやバッグ等制服以外に付ける」のが、適当であろう。

# 3　　考査の区分と手続き

1　進級章・選択課目の考査

(1) 考査の実施上の留意点

進級章や選択課目の考査は、日本連盟教育規定の定められた原則に基づいて行なわれるもので、情実にとらわれて基準を無視することがあってはならない。

教育規定 11-1 に定めるように、進級章の考査は「指導者の責任において行なわれる」ものであり、進級項目すべてについて、隊長がこの考査にあたるということから、隊長は常に副長その他の指導者と連携をとり、スカウトの進級に意を用いるべきである。＝＝＝「慎重かつ連携をとって」

ただし、その課目の考査にあたった者の考査結果については、隊長は責任をもたなければならないことは言うまでもない。

したがって、カブスカウトからベンチャースカウトまでの各課程における進級については、その属する隊長の責任の下に行なわれるものである。

また、選択課目についても、「隊長がこれを行なう」のであるが、同様に「他の者に委託することができる」ことになる。

(2) 考査の手順

進級章の考査の区分および手順はおおむね次のように行なわれることが望ましい。

① 班長が 1 級以上であれば、スカウトは班長に申し出て、練習した技能などが正しくできることを実演し、隊の考査記録簿にこれを記載する。
班長が 2 級以下の場合は隊長がこれにあたる。

② ある特定の課目については、隊指導者（副長、インストラクターなど）が考査しその結果は隊長に報告される。

③ ハイキング、キャンプ、奉仕作業、集会などの機会をとらえて、その課目の技能や成果を認めてやることも考査の方法の一つである。

④ ２級章課目の総合的な考査の意味から、２級テストハイクを計画することなど、考査の機会と方法の工夫も必要である。
この場合、その結果は報告書提出という方法で、書くことを体験させることや、書く工夫を考える機会を作ることなどが考えられる。

⑤１級課目の総合的な考査には、隊長の示した１級テストキャンプの課題に合格することが必要となる。

⑥ 課目に合格した場合は、一つ一つの細目について、ボーイスカウト進歩記録帳やスカウトハンドブックのサイン欄に、考査者のサインと合格年月日を記入する。

⑦ カブスカウトの場合、家庭の両親のチェック、デンリーダーの確認等を総合的に判断して、隊長がこれを認証する。

以上のような考査の方法や機会を見つけて行なった考査結果に基づき、

☆隊長は進級を認めたときは、それぞれの記章交付申請書を団委員長を通して行うとともに、必要な区分に応じて面接を受ける申請を併せて行なうこととなる。

★団委員長は、これらの手順が正しく行なわれているか、スカウトの訓育と並行して成果をあげているかを把握し、隊長と緊密な連携を持つことが必要である。

２　技能章の考査

技能章の考査については、専門的な分野にわたるものが多いため、特に指導員・考査員を委嘱して、スカウトが技能章の取得について容易にできるように配慮することが必要であり、進級章の考査とは別に考えなければならない。

このことから、県連盟では各地区から適任者の推薦をいただき、「県連盟長をもって技能章考査員を委嘱」しており、各団・地区へ名簿を配布している。

なお、技能章取得のためスカウトを専門的分野から指導する「技能章指導員は地区委員長の委嘱」となる。

(1)　技能章取得の指導と考査の方法

技能章は幅広い分野にわたって設けられており、スカウトが自身の選択によって取得することになるが、全部の技能章を専門的な分野にわたり隊長の責任において指導と考査を行なうことは不可能であり、そのため技能章の種類によって「専門的な分野から指導・援助したり、考査する者」を委嘱するよう、静岡県連盟規約集では、次のように定めている。

| | |
|---|---|
| １ | （技能章考査員）技能章考査員は、技能章の考査について専門的知識を有する者の中から、理事会の承認を経て県連盟コミッショナーが委嘱する。 |
| ２ | （技能章指導員）技能章指導員は、プログラムの特定部門について、専門的知識を有し、その課目を通してスカウトと接触することが適している者のうちから、地区委員会の議を経て、地区委員長が委嘱する。 |

(2) 技能章課目の指導と技能章の授与

スカウトが自己の希望や隊長の指導によって、ある技能章の取得を目指す場合その指導から授与されるまでの手順を示すと、次のとおりとなる。

① 計画を立てる　取得したい技能章を選び、いつどのように取得するかについて計画を立てる。

② 取り組む　その技能章課目の細目をよく考えて、必要な技能を身につけたり、調べて理解する。必要に応じて技能章指導員の指導や助言を受ける。

③ 考査を受ける　技能章課目の各細目について、その基準に到達しているかを、技能章考査員によって確認してもらう。

④ 記章を受ける　技能章考査員から考査結果の報告を受けた隊長から、その技能章を受領して着用する。

(3) 技能章指導員と考査員

技能章指導員は、技能章課目の細目について、スカウトが考査に合格できる能力を身につける役割を持つものであり、地区委員長が委嘱するものである。

特定の専門的課目については指導員の指導が必要であるが、課目によっては必ずしも指導員の指導や支援を必要としないものもあり、隊指導者の指導や本人の努力によって技能や知識を修得できる場合もある。特に、日本連盟で発行している「技能章ガイドブック」シリーズ参考書などを活用する方法も考えられる。

これに対し「技能章の考査は必ず技能章考査員の手を経なければならない」ので、技能章考査員は不可欠の存在といえる。

技能章指導員と技能章考査員は、全く別の役割を持つものであるが，考査員となる者の理解と協力が得られて、両方の役割を果たすことが出来るならば、１人が両方を兼ねることは可能であり、望ましいともいえる。

技能章指導員、技能章考査員を選任するにあたっては、一般的に次の資格を有する者を選任することが望ましい。

①担当する技能章課目について、専門的知識と経験をもち、考査の細目を正しく理解して、スカウトへの指導能力があり、あるいは考査の判定において合否の判断が正しくできることが必要である。

②その技能章課目を通じて、スカウトと接触することに適していること。

③少なくとも満１８歳以上であること。

④必ずしも、日本連盟の加盟員でなくてもよい。また、スカウトの経験がなくてもよいが、スカウティングに理解のある人であることが望ましい。

(4) 技能章指導員・考査員の人選

技能章指導員の委嘱を促進することは、地区進歩委員会の重要な役割であるとともに、技能章考査員を地区内で整備しスカウトが考査を受け易い体制を作るのが望ましいことであり、各団と地区の進歩委員会との間で進めることになるでしょう。

これらの指導員（考査員）は、ボーイスカウト運動に対する協力者であり、その地区内に居住するその専門的な分野の有能な方々であることから、特にボーイスカウト加盟員以外の方に委嘱しようとするときは、趣旨を説明して丁寧慎重にお願いするように望みます。一般的に人選の手順を下記に示します。

①各団からの推薦

各団で「望ましい資格基準」（※）を参考に、指導員・考査員の適任者を探してもらって、団委員長から地区の進歩委員会に推薦してもらう。

②地区進歩委員会での人選

各団から推薦をうけた指導員（考査員）の候補者を、地区として必要とする技能章指導員（考査員）について調整決定し、地区委員会で協議検討してもらい、地区委員長名で指導員として委嘱する。また、県連進歩委員会に考査員を推薦する。

③県連進歩委員会での人選

各地区から推薦を受けた技能章考査員の候補者を、県連盟として必要とする技能章を地区やブロックの状況を勘案して、進歩委員会で協議調整して決定のうえ、理事会の承認を経て県連盟コミッショナー名をもって考査員として委嘱する。

なお、静岡県連盟進歩委員会の申し合わせとして、次の２つの技能章考査員は、各地区のリーダーで「ウッドバッジ実修所の修了者が望ましい」としている。

①野営章　　②野営管理章

（このため、該当者のいない地区については、今後「ウッドバッジ実修所」の修了者を養成するように、特段の配慮をお願いします。）

(5) 技能章指導員・技能章考査員と県連盟・地区との関係

この関係を簡潔に図示すると次の通り。

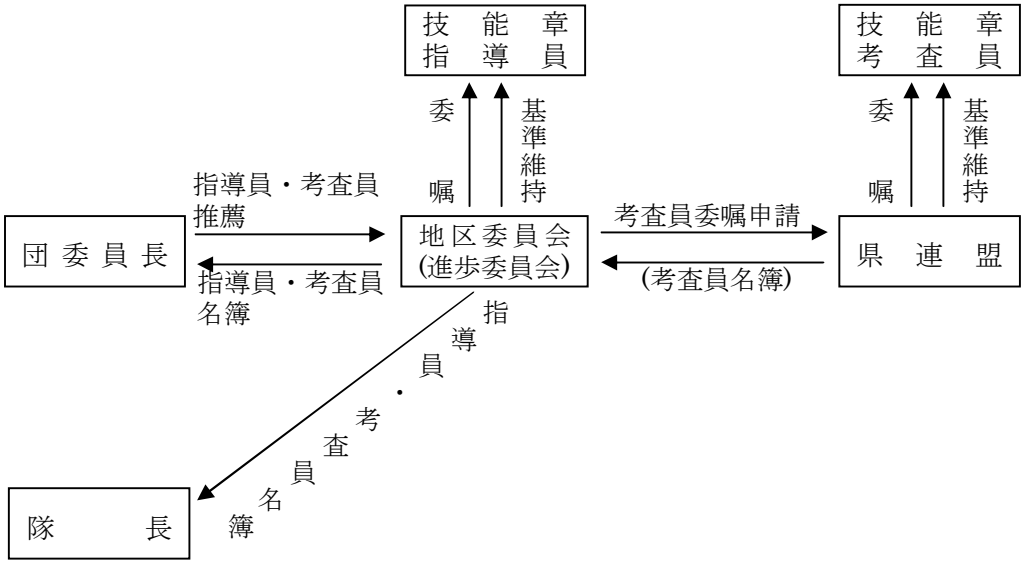


技能章指導員・考査員と県連盟・地区との関係

※ 参考　技能章考査員の委嘱にあたって「望ましい資格の基準」（日本連盟発行「技能章の指導と考査の手引き」から抜粋）に例示されており、巻末にモデル的に記載したので参考にされたい。

# 4　　面接の区分と手順

1　面接委員

これまで述べてきたように、面接の意義はスカウトの努力を認証し、自信と誇りを持たせ賞賛するとともに、次の段階（進歩）に向かって努力を促すものであって、面接にあたっては、慎重にそして和やかな雰囲気で行なう必要があり、このため面接を担当する「面接委員」を「団、地区、県連盟」の各組織の中に、それぞれの区分に応じて置くことが必要である。

面接委員は、進歩委員を中心として、団、地区、県連盟のそれぞれの役員によって構成され、面接にあたっては、次の役務分担と事務処理を行なうものである。

(1)　団における面接

スカウト手帳の整理と記入、団(隊)の個人進歩記録の記入、面接資料（スカウト歴、取得課目一覧表、集会への出席状況、その他参考記録等）の準備、面接会場の準備と設営、面接委員の召集、面接結果に基づく団委員長から地区への申請。

(2)　地区における面接

団からの面接申請の受理、面接通知の当該申請団への発送、面接会場の設営、地区面接委員の召集、事前検討（必要書類の内容審査、添付書類、進歩に際しての必須課目の取得状況など)、面接結果に基づく県連盟への申請（報告書、記章交付申請書など)。

なお、これらの事務処理は、当該スカウトが１人の場合でも多人数の場合でも、遅滞なく行なうべきであり、仮にも書類紛失などということのないよう留意すべきである。

2　面接の区分

考査―面接―記章交付という一連の手順は、進歩記章取得のために必要な手続きであり、「各課程、各級による区分、手続きの一覧」は，次のとおりである。

なお、専門的分野の考査は、場合によって「隊指導者の責任において」指導者以外の他の適当な者に委嘱することができる。

| 区分 | | 考査 | 面接 | 申請者 | | | | 記章の授与 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 隊長 | 団委員長 | 地区進歩委員会 | 県連盟 | |
| BVS | ビーバー<br>ﾋﾞｯｸﾞﾋﾞｰﾊﾞ<br>木の葉章<br>小枝章 | 各隊の | な　し | ○ | ○ | | | 団の名において |
| CS | う　さ　ぎ<br>しか・くま<br>ﾁｬﾚﾝｼﾞ章 | 指導者 | な　し | ○ | ○ | | | 団の名において |
| BS | １級まで | の | 団面接委員 | ○ | ○ | | | 団の名において |
| | 菊スカウト章 | 責任に | 地区面接委員 | ○ | ○ | ○ | | 県連盟長の名において |
| | 選択課目 | | な　し | ○ | ○ | | | 団の名において |
| VS | ﾍﾞﾝﾁｬｰ章 | おいて | 団面接委員 | ○ | ○ | | | 団の名において |
| | 富士章 | | 県連盟面接委員 | ○ | ○ | ○ | ○ | 日本連盟教育本部ｺﾐｯｼｮﾅｰの名において |
| | ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄｱﾜｰﾄﾞ | | ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄｱﾜｰﾄﾞ＝(面接のうえ認証するのが望ましい) | | | | | 団の名において |
| 技能章 | | 考査員 | | ○ | ○ | | | 団の名において |

3　記章の授与（申請）

前ページの区分に従って各進歩記章が、それぞれの組織（所属）から考査と面接を経て申請され授与されることとなるが、進歩制度の意義を考えるとき、記章の授与が、事務的に隊長から無造作に渡されることは好ましいことではない。

団、地区などそれぞれの組織における各種行事などを利用したり、進級式等を企画して、スカウト、父母やその他の関係者の参加や列席の席上で授与することによってスカウトの威厳が増して次の進歩課程への励みとチャレンジの契機になる。

また、スカウトにとって多く時間を経過した後に記章を授与されることは、感激が薄れるとともに、次の段階への努力をそがれることになるため注意すべきである。さらに、年度途中の進歩記録を怠ってはならない。これは、スカウトの経歴と記録に基づいて行なう海外派遣や、一定の経過期間が必要なとき不利益となることがある。

4　進級課目と技能章の関係

進級課目の考査は正しくチェックされなければならないことは言うまでもないが、教育規定に定める基準を守ることが必要であり、「考査時のみでなく、面接にあたっても」隊長から提出された資料により、その内容の審査と確認をすべきである。

特に、「菊」や「富士」の進級申請にあたっては、次の選択課目または技能章の取得が義務付けられているので、この点からのチェックが必要である。

| | |
|---|---|
| 菊スカウト章 | ・選択課目「スカウト精神」の活動からターゲットバッジを１つ修得する。<br>・選択課目「健康と発達」の活動からターゲットバッジを１つ修得する。<br>・選択課目「スカウト技能　ハイキング」の活動からターゲットバッジを１つ修得する。<br>・選択課目「スカウト技能　追跡」の活動からターゲットバッジを１つ修得する。<br>・選択課目「スカウト技能　キャンピング」の活動からターゲットバッジを１つ修得する。<br>・選択課目「スカウト技能　冒険」の活動からターゲットバッジを１つ修得する。<br>・選択課目「社会生活」の活動からターゲットバッジを１つ修得する。<br><br>・マスターバッジを３つ修得する。 |
| 富 士 章 | 「①野営章」「②救急章」を含め、合計５個以上の技能章を取得する。<br>（ただし、野営章課目に炊事章取得が義務付けられている。） |

## 技能章取得と指導者の役割

※技能章課目の指導

技能章課目の指導については、隊長は必要に応じて技能章指導員を良きパートナーとして、委ねていくべきであります。そのことは、技能章課目の指導を効果的に進めていくうえで有益であるだけでなく、スカウト達が各分野の専門家に接触することによって、彼らの成長にとっても大きな意義を持つものであります。

それは、スカウトにとって「新しい体験の機会」であり「指導員の技能や取組む姿勢などを直に接する機会」ともなり、特にベンチャー年代の成長には、将来の職業や学業の進路選択のうえで、大いに役立つものと考えられます。

技能章課目の指導のステップ（順序）

①技能章取得の取得申請を申し出たスカウトに助言を与えます。

②スカウトに技能章指導員（考査員）を紹介する。

③スカウトに技能章指導員の指導日時の予約をとらせます。

④技能章課目の指導にあたる。

⑤技能の完了について見極める。

※技能章課目の考査

進級課目と選択課目の考査は、その責任者が所属隊長であるのに対して、技能章課目の考査は、それぞれの専門家である技能章考査員があたることになる。

また、進級の場合は「面接を経ることを条件」としているが、技能章の場合は技能章考査員の課目の考査において合格を認定すればよいので、面接の必要はない。

技能章課目の考査実施の順序

①スカウトから技能章課目の考査の申し出を受ける。

②スカウトに技能章考査員を紹介する。

③スカウトに技能章考査員との日時の予約をとらせる。

④考査を受けるスカウトに対して援助をする。

⑤考査の完了について、技能章考査員から報告を受ける。

⑥スカウトにとって、次への挑戦となる意欲が沸くような時期と場所を準備し取得した技能章（標章）を授与する。（方法や場所を工夫）

技能章課目の考査の方法

スカウトが技能章を着用するということは、その技能章が‘実際にできる’ものであり、社会や人々に奉仕できることを「公表する」ものであります。

ややもすると、「技能章の数が多いからと得意になっている傾向」はありませんか。タスキに付けることができないほどの技能章があることがスカウトの進級ではありません。スカウトの本旨といえる「ちかい」にあるように、‘いつも他の人々を助けます‘の実践のために、技能章が設けられているともいう見方もできます。

考査は、「実際にできる」ことを確認するという意味を忘れないでほしいものです。

考査の方法は、次のいすれかの方法によって行なう。

① 実　　演　その場で実際にやらせる。
② 口述・記述　その場で口頭または筆記により説明させる。
③ 作品の提出　自作の作品、完成した作品を提出させる。
④ 報告書提出　調査・研究の経過と「まとめた成果」を報告書で提出させる。
⑤ 証明書提出　既に得た資格・実績などを提示（コピー提出）させる。

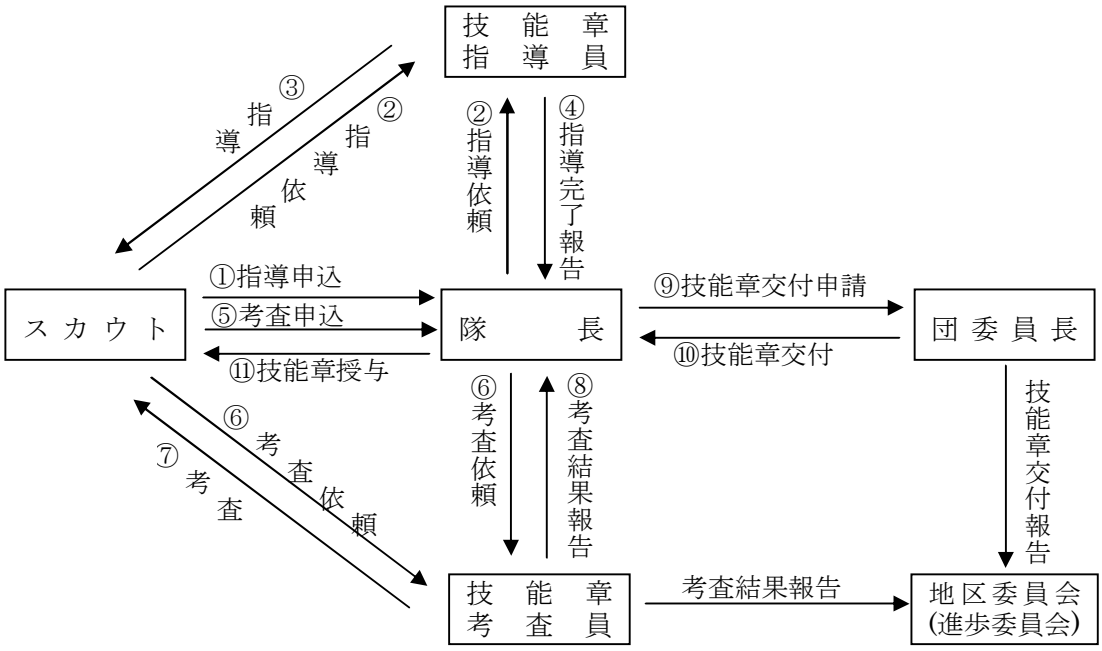


技能章の取得指導と考査の手順の図解

# 5　　面接にあたっての注意事項

1　　一般的注意事項

① 面接は面接委員の複数で行なう。
団における面接にあっても、面接を受けるスカウトの所属隊長以外の団内の指導者（例えば、団委員長、進歩委員、その他の団委員など）３～４名で行なう。

② 和やかな雰囲気で行なう。
面接されるスカウトが緊張で固くなることがなく、思っていることや考えていること、聞かれたことなどを気楽に話しができるように配慮した雰囲気で行なう。

③ 面接は公平に行なう。
スカウトにとって、不公平やエコヒイキがあると感じるような面接はさけること。面接者への不信感は、スカウティングへの不信となる恐れがあり注意すること。

④ スカウトの進歩を賞賛し激励する機会であることを念頭において行なう。
面接は、「再考査ではない」ので、考査の結果を確認し、その努力を褒め、さらなる進歩向上の意欲をそそり、激励するようにする。
※面接において「不十分と思われる課目や気が付いた点がある時は、」面接後に所属隊長に対して、その点を「フォローできるよう機会と方法を工夫して指導するよう」に依頼する。そして面接は「進級を承認する」ことが原則である。

⑤ 面接は一人一人について行なう。
スカウトは一人一人の個性があり特性を持っているので、個人個人について面接を行ない、そのスカウトに応じた接し方をする。

⑥ 質問は、難易のバランスを考慮して行なう。
難しい答えにくい質問は、逆にスカウトの意欲をそぐ結果となる。反面易しすぎる質問は、安易にみられて真剣でなくなり進級への意欲が薄らぐこととなるので、そのバランスを良く考えて行なう。

⑦ 事前の連絡を十分に行なう。
スカウトには、身体的、能力的、時期的（進学勉強や入学テストなど）家庭的にそれぞれの事情があり、それを克服して面接に至っており、隊長からあらかじめその旨の連絡を受けて面接に望むことが望ましい。

⑧ 関係者は正しい服装で、面接に望む。
スカウト、指導者、面接委員すべて正装で面接に臨むことが望ましい。服装の乱れはスカウティングへの意欲をそぐこととなり、基準に反することへの不信をつのらせることとなる。面接は一種の儀式としてとらえることが必要である。

⑨ 特別の注意は隊長に行なう。
スカウトに対して特別に注意または指摘事項があるとき、あるいはとくに意欲の喚起

を促す必要があるときは、後ほど隊長に伝え、隊長から時期と方法を一任してスカウトへの指導または注意を与えるようにする。また、スカウトに対して、隊長の指導の誤りを指摘したり、また、隊長の指導方針に反するような指示や指導を与えることは、特に慎まなければならない。むしろスカウトがその隊長への信頼感を深めようにすることが望ましい。

⑩ 進級とは奉仕の準備であることを強調する。

進級は、バッジ（進級章）をとるためのものでなく、スカウト自身が「善行」の意欲を持ち、他への奉仕に必要な知識と技能が身についていることを証明するものであることを自覚させることも、面接を行なう意義のひとつである。

2　面接における質問内容の一般的な例

面接委員がスカウトに行なう質問事項は、いろいろ考えられるが、「再考査ととらえられる危険性のある質問は避けたいものである。」なお、質問はスカウトの立場を理解し、できるだけ難問を避けて簡潔に行なう。また、質問内容は、スカウト精神、スカウト技能、スカウト活動参加と体験、家族や学校生活など、スカウトに関係する活動全般にわたるようにする。

| | |
|---|---|
| １．家庭・家族 | 家族構成、家庭での日常生活の様子・家族のボーイスカウト活動に対する理解と協力及び評価など |
| ２．学校生活 | 学校名と学年、好きな（嫌いな）学科、部活動（クラブ）の様子ボーイスカウト活動について先生や友人の評価や理解など |
| ３．個人の生活 | 趣味・特技、自分の長所（短所）、努力したい分野や目標、親しい友人の数とその活動（遊び）の内容と評価など |
| ４．スカウト活動 | 入隊の時期と動機、これまでのスカウト活動での感想と印象に残っている活動、「ちかい・おきて」についての理解と実践、スカウトとしての心構え、考査課目についての感想と反省など |
| ５．社会生活 | 他人の善行で関心した事柄と評価、近隣社会での奉仕活動と分野、社会の一員としての奉仕のあり方と考え、愛国心（郷土愛） |
| ６．自分のこと | 将来の抱負と職業や進路（ＶＳ以上が望ましい）、国際親善、国際的な視野と関心ごと、尊敬する人とその理由、など |
| ７．信仰（宗教） | 家庭の宗教と自分の信仰、信仰に対する考え方、家庭における信仰活動と家庭礼拝の実践、「神（仏）に誠を尽くす」ことの意味と意義、世界の主な宗教と日本の主な宗教など |

以上は、一般的な基準であり、対象とするスカウトの級や年齢など成長状況により適宜勘案のうえ選択して質問するようにする。

3　隊長（指導者）への注意事項

（1）　考査結果について、良心的であること。

再考査を必要とすることのないように進級、考査について、いい加減な態度をとることは、スカウト自身に悪い影響を与えるものであることを、念頭におくこと。このことは、隊長（指導者）の責任において「進級を認証することであり」スカウトによって進級課目の考査の判断基準が異なることは、信頼を失うこととなる」。ただし、身体的や精神的な能力に欠けるスカウト（ハンディキャップスカウト）に対しての考査基準は別途に考慮する必要があり、努力と最低基準を考慮して、隊長の判断と他のスカウト達の評価を考慮して行なう必要がある。

（2）スカウトの将来の見通しの上にたって判断すること。

過ぎた同情や温情はスカウトにとって「ためにならない。」スカウトの将来の向上について、性格や努力の程度をもとに「見通しを立て」、激励と適切な指導と血の通った温かみのある指導・助言が大切であることを知るべきである。

（3）事務処理を確実に行なうこと。

スカウトの経歴表や進歩記録、スカウト手帳、隊の記録などへの記入、面接委員への提出資料などは、スカウトの経歴となるもので「正確に記録」すること。富士章や菊章の進級にかかる面接申請、海外派遣応募申請書の記載にあたって、進級歴や大会参加歴など必要になる。時として適当に記載していた進級申請書が県連進歩委員会に提出されてきて困惑することがある。すべて隊長の責任であり、スカウトに迷惑をかけていることを自覚し反省していただきたい。

（4）面接会への出席について、スカウトに事前指導を行なう。

スカウトが面接に臨んで、固くならないように、しかし、きびきびした態度で臨むことができるよう指導すること。必要に応じて、「登録証」「ボーイスカウト進歩記録帳」及び「スカウトハンドブック」を確認し、事前に面接委員に提示させるなどの方法で、面接会が権威あるものであることを理解させる。隊長も面接会に出席し事前に面接委員と打ち合わせておく。ただし、スカウトの面接中は別室に待機し、事後面接委員から指摘事項があればその事務的処理などを速やかに済ませるようにする。しかしながら、面接委員から「隊長の同席」を依頼されたときは、率先して同席し面接に立ち会うことが望まれる。この場合は、特に発言を求められたとき以外は、発言や質問に答えてはならない。

（5）スカウトの服装を点検する。

スカウトはもちろん指導者の服装も正装が基本である。着用してはいけないパッチや記章類は、事前チェックで取っておく。また、逆に必要な記章類は、正規のものを正しい位置につけて望むことが必要である。

4　特に富士章の面接について

富士章授章スカウト（以下「富士スカウト」）は、スカウト達にとっては一つの目標であるだけに、隊指導者の常日頃からのたゆまざる指導と、スカウト自身の努力の結果であることはいうまでもない。

団、地区等で面接を行う場合は、「富士スカウト」取得はゴールではなく、今後ローバースカウトを経て指導者に成らんとする途中経過であることを、認識させることが重要である。

そして、ベンチャースカウトの「プロジェクトアワードの取得」は、社会人として社会に貢献するスカウトの養成である。そのためには、面接の中で今後の活動の指針として「社会問題・環境問題」等を取り上げ「社会に関心を持たせ」スカウトの視野の拡大を図らせることも重要ですし、日頃から各メデイアの報道に注意を払い、内容について関心を持たせると同時に、理解しているか等を面接の話題として取り上げ、今後の活動への示唆を与えることも必要である。

最後に、「富士スカウト」顕彰として日本連盟主催の全国富士章取得者が一同に参集し２泊程度の研修が行われる行事には、必ず参加するよう促す必要もある。それに参加することにより、全国の仲間と一体感を得て、さらなる飛躍へと、本人の富士スカウトとしての自覚も芽生えることが期待できるからである。

また、ベンチャー隊指導者に対し、団・地区としては「富士スカウト」を輩出させた努力を賞賛し、さらなる「富士スカウト」輩出に向けて支援を行わなければならないでしょうし、上進スカウトへの賞賛の場所と機会をいつ与えるか、も検討・実施する必要がある。

※面接・認証申請の添付書類（必須）

このようなことから、静岡県連盟進歩委員会では「富士スカウトの面接・認証申請」にあたっては、添付書類として次の書類を提出していただくことになっている。

| | | |
|---|---|---|
| ① | 必須提出 | ７つの分野のアワードのうち、実施した３種以上のアワード取得のため提出された「プロジェクト報告書」と付属書類（検定合格証や表彰状などのコピー）の全部 |
| ② | 必須提出 | 自己の日常生活について得られた将来への生活について抱負をまとめ提出された「将来への抱負」 |
| ③ | 任意提出 | 野営章、炊事章のほか取得した技能章の、「技能章考査結果通知書」（考査員から隊長あての通知書）の写し（全部でなくてもよい） |
| ④ | 任意提出 | スカウト個人記録票の写し（特にボーイスカウト隊、ベンチャースカウト隊の部分「古い様式のままでもよい」） |
| ⑤ | 任意提出 | その他「参考書類」 |

5　地区進歩・面接委員などのチェック事項

特に注意してチェックしていただきたい事項として、次のことがあげられる。静岡県連盟で進歩委員会の申し合わせとして、「菊スカウト章」の面接と認証は各地区の進歩委員会に委任し、特別の事情のない限り「県連盟進歩委員会」の面接を省略している。

時として記載漏れ申請書が進達されてきておりますので団面接時にスカウト個人記録票と照合し記載漏れ（特に奉仕・大会訓練参加）の無いよう取り計らいをお願いしたい。

ベンチャースカウトとしての登録資格は２０歳未満となっている。県連盟からの申請年月日（県面接を修了して日本連盟へ進達し、認証する日を考慮して余裕を加えた期日）が関係してくるので、２０歳未満のすれすれの期限に県連盟に地区から進達されても、対応出来ないこともあり得る。このようなことから、「富士章の面接・認証申請書」については、団内のベンチャー隊指導者との連絡を密にし、動向に注意を払っていただくとともに、申請の指導をお願いしたい。

そして、「富士章」申請においては、申請書の綴りとは別に、３種以上のアワードに対する「プロジェクト報告書」を１冊のファイルにまとめて提出していただいている。このファイル表紙には各アワードの「分野」「タイトル」「期間」を明記し、「所属団」「氏名」を記入していただきたい。

レポートの冒頭に「将来への抱負」を添付した上で各プロジェクト報告書は「企画書」「計画書」「実施報告書」「評価反省」に見出しなどを付け、見やすいようにして提出していただきたい。

日本連盟の年度の括りとして、１月下旬を以てその年度の受付は閉め切る。それ以降提出された申請書は翌年度扱いとなるので、余裕を持っての指導、申請をお願いいたしたい。

# 6　　参考

A　　考査・面接に関する県連盟「申し合わせ事項」

「静岡県連盟進歩委員会の申し合わせ事項」

1　菊スカウトの進級面接については、規定により県連盟が行なうことになっているが、当該スカウトの所属している地区に委任し面接を実施する。このため各地区は、地区面接委員会を組織し面接委員は地区の推薦に基づき県連盟に登録する。進級章の交付は、県連盟の責任において行ない、申請は地区進歩委員長名で県連盟に行なう。

2　富士章の認証・面接にあたっては、「７つの分野のうち、取得したプロジェクトアワードのプロジェクト報告書全部（企画書，計画書，報告書，評価・反省）および付属書類、および自己の日常生活に基づき県連盟に登録する。ついて隊長と話し合い、その結果得られた将来生活の抱負報告書」の添付を必須とし、任意の添付書類として技能章考査結果報告書などがあげられる。

3 教育規定では、富士章取得の要件として宗教章に関して「宗教章を受章するか、信仰に近づくための奉仕活動を行う。」となっている。静岡県連盟では、「宗教章を受章すること」を原則とする。しかし、受章に至らないスカウトは、プロジェクト法に基づく「信仰に近づくための奉仕活動の報告書」を提出するものとする。

B　　各種申請の正しい手続き

スカウトのための進歩記章の交付申請や年次登録を始め、各種事務を事項別に必要な様々の申請手続きが、一定の様式によって定められているが、これらはいずれもスカウティングの純正な基準の維持と、組織の秩序及び充実にとって必要な手続きである。また、スカウトの進歩にも決して無縁ではないので、各団・隊をはじめ地区においてもこれを正しく行使し、これらを省略したり安易に処理することがないように留意すべきである。これらが正しく処理されない場合は、スカウトやスカウト活動に進歩や発展を防げかつ意欲を減じることにもなることを理解して欲しいものです。特に、追加登録については、一人のスカウトであってもその都度行なって欲しい。また、スカウトの個人記録は進歩・進級の状況はもとより、スカウトが成長する上で必要な指導することがらを的確に把握するためにも必要であり、進歩・進級課目の履修や選択課目（技能章）の取得、役務の経験、出席率、さらには特別の行事参加（キャンポリー、ジャンポリーなどの参加や特別の奉仕作業など）を、その都度正確に記載する必要がある。現行の各種申請・手続き及び諸様式などは日本連盟のホームページより入手できる。

あとがき

スカウト達がすくすくと育ち、一つでも多くの進歩記章を取得し、立派なスカウトとして社会に貢献できる人間に成長してほしいと願わない者はいない。そのために、私たちはスカウティングにおける進歩制度を正しく理解し、一人一人のスカウトの特性を伸ばすことにも気を配る必要があろう。そして、スカウト達が進んで進歩課目にチャレンジするように、いつでも指導の手を差しのべる心構えが指導者には必要である。

進歩記章（バッジ）は、そのスカウトの能力を誇示するためのものではない。「やくそく」と「さだめ」、「ちかい」と「おきて」の実践を通じてバッジが意味を持つものであることを認識して、この手引きが一人でも多くのスカウトの進歩に役立つように活用されることを願って止まない。

このことは、本県連盟内から一人でも多くの富士章授章スカウトが誕生することを期待しているところであり、各指導者の一層の精進をお願いしたい。

平成 19 年 3 月 10 日

ボーイスカウト静岡県連盟
進歩委員会
委員長　川島一郎
日隈勇人（富士地区）、小野田征裕（静岡地区）
鈴木隆春（島田地区）、鈴木章（磐田地区）
石川喜一郎（掛川・袋井地区）